

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 31 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 26 年 2 月 3 日（月曜日）		開会 10 時 00 分		閉会 12 時 02 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		大谷、井上、渡辺精郎、水口、渡邊龍之、柴田				事務局	菊井事務局長
		委員外～清水、木下、窪之内					和田副主幹
欠席委員		なし					原田主事
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。						
	(1) 一般会計補正予算について						
	(2) 滝川市子どものいじめ防止対策条例（仮称）の概要について						
	(3) 滝川市公共施設マネジメント計画（案）について						
	(4) 税等の還付に係る還付加算金の算定誤りにについて						
	2. その他について						
	副委員長より滝川スポーツクラブサンテの施設の視察の実施について提案があったが、						
	今回は行わないこととした。						
	3. 次回委員会の日程について						
	2 月 21 日（金）13 時 30 分から第一委員会室で開催することとした。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総 務 文 教 常 任 委 員 長 大 谷 久 美 子 ㊦							

平成26年1月30日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長
滝川市教育委員会委員長

前 田 康 吉
若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成26年1月23日付け滝議第186号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	山 崎 猛
総務部次長	五十嵐 千夏雄
総務部ストックマネジメント推進課主幹	高 橋 一 美
総務部ストックマネジメント推進課主幹	田 中 嘉 樹
総務部ストックマネジメント推進課主査	高 橋 伸 明
総務部ストックマネジメント推進課主事	平 沼 由峰子
市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部税務課長	鎌 田 清 孝
市民生活部税務課副主幹	岩 橋 祐 吾
市民生活部税務課副主幹	越 前 充

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	舘 敏 弘
教育部指導参事	四十九院 正満
教育部参事	庄 野 雅 洋
教育部参事	河 野 敏 昭
教育部教育支援課長	吉 川 修
教育部社会教育課長	竹 谷 和 徳
教育部社会教育課副主幹	吉 住 晴 美

(総務部総務課総務グループ)

第31回 総務文教常任委員会

H26. 2. 3 (月) 午前10時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《教育部》

(1) 一般会計補正予算について

(口 頭) 社会教育課

(2) 滝川市子どものいじめ防止対策条例（仮称）の概要について

(資 料) 教育支援課

《総務部》

(3) 滝川市公共施設マネジメント計画（案）について

(資 料) ストックマネジメント推進課

《市民生活部》

(4) 税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて

(資 料) 税 務 課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

2月21日（金） 13時30分 第一委員会室

○ 閉 会

第31回 総務文教常任委員会

H26.2.3 (月)10:00～

第一委員会室

開 会 10:00

委員長 第31回の総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静ですが、本日は全員出席しております。委員外議員として清水議員、木下議員、窪之内議員、傍聴として小野議員、関藤議員の出席を許可します。報道としてプレス空知と道新の傍聴を許可します。よろしくお願いいたします。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、所管からの報告事項について、教育部、(1)、一般会計補正予算について口頭で説明をお願いいたします。

(1) 一般会計補正予算について

教育長 私のほうからさきに開催いたしました1月15日の総務文教常任委員会におきまして、滝川スポーツクラブサンのプール工事の支援に係る協議の結果につきましてご報告をさせていただきました。その後の検討状況等につきましてご報告をさせていただきたいと思います。

教育委員会といたしましては、旧温水プールを民間に譲渡し、プール3コースを市民コースとして市民の健康増進と学校プール授業のために確保しておりますことから、公益性、公共性があると判断をし、緊急支援が必要と考えて、2月10日開催の臨時議会に支援についてのご提案をしたいとご報告をしてきたところであります。これまでも中でいろいろと協議を重ねてきました結果、工事費用の支援につきましてはもう少し時間をかけて慎重に検討する必要があるとの判断に至りましたので、当初予定しておりました2月10日の臨時議会への支援の提案は見合わせることにさせていただきました。

この当初の提案予定に対しまして総務文教常任委員会及び臨時議会の日程などご調整をしていただきましたが、見送るということになり、大変ご迷惑をおかけをいたしましたことに対しまして心からおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

今後も継続して市民の健康増進と学校プール授業の場を確保するために検討を進めてまいります。具体案がまとまり次第、改めてご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長 説明終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺 報告がございましたが、支援の提案の延期ということで、中止というか、そういう断念ではないので、したがって1,800万円程度でしたか、これを15年間にわたって、市民コースの獲得というようなことがございましたが、そのところをはっきりさせたいと思いますので、契約なのか、協定書なのか、その部分だけで結構なのですが、改めてその資料要求をしたいと思いますが、いかがですか。

委員長 渡辺委員から資料要求がありましたけれども、所管は用意できますか。

(「用意できます」という声あり)

委員長 所管で対応可能ということですので、渡辺委員から要求がありました資料につ

副委員長 いて、本委員会として要求することに異議ありませんか。

渡 辺 ちょっとどの部分を言っているのかちょっとわからない。協定書そのもののことを言っているのか。

教 育 長 学校のコース、3コースを年間1,800万円でしたか、これを15年程度にわたって使うというお約束、協定書というのか何なのか、ちょっと見たことはないのですが、そのお約束の文書を出していただければと思うのです。延期だから、次回で結構です。

委 員 長 契約書とは別に協定書の中では市民プールとして活用するプールの3コースの確保、あるいは年間の日数ですとか時間数ですとかそういうものを記載をしております、金額そのものについては契約書の中には記載はしておりませんが、それでよければお出しすることは可能ですし、金額につきましては補助金という形で支出をしておりますので、協定書ではなく単年度の予算措置ということです。

委 員 長 それでは、次回委員会までに出してもらおうということでよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 そのようにお願いいたします。

清水委員外議員 ほかに質疑ありますか。

清水委員外議員 今後の検討というのは、来年度の補正で何らかの予算措置も含めた検討がされるということなのかということについてお伺いしたいと思います。

委 員 長 清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、2分以内で清水委員外議員の質疑を認めます。

清水委員外議員 今後の補正予算、または来年度予算での予算計上を含めての検討になるのかということをお伺いします。

教 育 長 それらを含めて検討したいということです。

清水委員外議員 そうだとすれば、無償譲渡した場合に瑕疵担保責任は滝川市には明らかにないわけで、しかし予算措置の対象が改修工事だということは、どう形を変えてもそこは客観的にはもう誰にも明らかということは変わらないと思うのです。そこについての認識についてお伺いします。

教 育 長 今のご質疑につきましては、そういう考えもあると思っておりますけれども、それらも含めて検討したいということです。

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

(2)、滝川市子どものいじめ防止対策条例(仮称)の概要について説明を求めます。

(2) 滝川市子どものいじめ防止対策条例(仮称)の概要について

教 育 長 第29回の総務文教常任委員会におきまして、いじめ防止対策条例の素案につきましてご説明をさせていただきました。その後パブリックコメント等を行ってまいりまして、また、条例の法制協議等も進めてまいりました。また、総務文教常任委員会のほうからのご意見をいただきました。それらのことを合わせまして、現段階で未定稿という形になっていますが、現在までの進捗、検討状況につきましてご報告をさせていただきます。詳細につきましては、所管のほうからご報告いたします。

吉川課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

渡 辺

質疑ありますか。

今説明がございましたが、国の法律や道のほうのものとすり合わせているというようなことで、そういう意味でもさまざまな第三者機関とかその他の専門委員会とかいろいろ網羅されていまして、大変よろしいのではないかなと思っております。問題は、やっぱり早いほうがいいと。さきに新聞にも滝川では検討中とかと出て、大変いいことだと思うので、これ以上遅くならないようにぜひ調整をして、しっかりとやってほしいと思うのですが、そこで小さいことかもしれないませんが、学校と校長、それから市と市長とか、それから教育委員会と教育長とかなり、事務方の教育長なりとか、もう一つその使い方を工夫する必要があるのではないかな。全部学校になっているのです。学校という組織体というのは、それはそれでいいことだと思うのですが、四十九院元校長もおわりのように職務として報告しなければいけないというときはやっぱり学校ではないのです。校長がやらなければならないというような、そういうところが随所にあるのではないかなと思うのです。そういうふうに組織体として取り組まなければならないという学校はよろしいと思うのですが、やっぱり何か問題があると、報告だとかそういうところはきちんと校長が必ず出てくるのではないかと私見て感じるのです。だから例えば、市長と書いているのだから、市長と学校というのは、市長と言うからには、相対するときは学校ではなくて市長と校長ではないかと。いっぱいそういうところがあるのですが、例えば、相対するには、市長と言っているからにはやっぱり校長ではないかなと思うのです。そういうところの文言があちらこちら、学校の校長及び教員だということが書かれてあります。そういうときにはしっかりと責任は、もちろん仕事をするのは教員であっても、こういうときにはしっかりと校長と、こういうことがやっぱりその責任があると、その職務を全うしなければいけないとか、そういうところの整理をもう少ししてほしい。だから、四十九院元校長先生がいらっしゃるのですが、鈴木副市長だって高校の校長をやったことがあるわけですから、そういう方々にこの辺をもう一回精査してみてください。必ずそう言われるのではないかなと思うのです。やっぱり校長というときと学校というときと整理して、そういうところがあるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

吉川課長

条例の中では、ただいまご質疑のように例えばまず市、そして市長という表記を使っています。教育委員会という表記も使っています。市は、学校の設置者としてですから、市の機関にある教育委員会は教育行政を担っているということで、市と表記している中身については教育が実際にこの規定を使って施策実施するもの、それから一部市の中にも今回いじめの通報とか相談機能を強化したいということで整備も盛り込んでおります。この場合は市長部局の組織にもそういう通報相談窓口を入れて、教育委員会にも市にもあるということで整備しております。したがって、市と表記しているのは、あくまでも教育委員会だけが中心になるわけではなくて、市の機関もそこに含んでいると理解いただきたいと思います。

教育委員会と表記しているのは、教育委員会に実際に組織を置くものということでしっかり設置規定を持っていますし、それから教育委員会に与えられている職務権限というものが既に学校教育法でございますから、例えば出席停止措置などは教育委員会の権限に属しておりますので、もちろん教育委員会という主語を使っています。

それから最後に、市長のというところが出てきますけれども、この市長というのは重大事態が発生したときに教育委員会の調査を再調査する権限を市長に付与しているということで法令体系が出ておりますので、そこは市という表現ではなくて、市長の職務権限を発揮して調査をするという内容にしているところです。

学校と学校長との関係ですけれども、第6条では学校及び学校の教職員の責務としております。しかし、特に校長の責務とはしていません。学校は、学校教育法でもいじめなどから子供を守る義務というのが学校に課せられております、安全管理義務というのでしょうか。したがって、学校はこの条例でもありますように日常からいじめの防止に対する措置、組織的に対応するですとか、基本方針をつくって進めるとかこの条例でも盛り込んでおります。それらの学校の対処する責任者が校長ということでありますので、多分校長という言葉が出てこなくてもその学校の一つの方向性、あるいは判断とかを下すのはもちろん校長ですので、そういう意味がありますけれども、特に条例では校長の職務をとりたててこうだとしているものではございません。

渡 辺

そういうことでいいのですが、例えば第25条のところ、表題では学校長及び教員による懲戒と言っていますが、その懲戒の実施が教職員によってということはあると思うのですが、もうそういう懲戒ということになれば、これはその権限は厳然たる校長の仕事だと思うのです。そういうところをやっぱりもう一度、教員による懲戒だから、教員がそれでは当該学校においてその懲戒をできるのかと、こういうことになるから、やっぱり責任はどこまでも校長の責任で、そして教職員が懲戒を実施するということはあると思うのですが、それは絶対この第25条ぐらいだったらこれは校長の責任の職務、懲戒なんていうのは校長でないかと思うのですが、そういうところなんかも校長及び教員だなんていってぼやかしているのではないかと。そういうところはしっかりと校長とか校長の責任とか校長による懲戒の権限とか、そういうところをちゃんとしたほうがいいのではないかと。こんなところがあちこちにあるのではないかと。もう一回整理したほうがいいのかと思うのですが、今の吉川課長のはよくわかるのですが、そういうところをもう一度検討されたほうがいいと、私はそう思います、いかがですか。

吉川課長

先ほどの答弁で校長という言葉の主語は出てこないというような趣旨で申し上げて大変申しわけございません。第25条に、ご指摘のとおり、ここに1つだけ校長はというのは出てきます。検討段階ですので、その辺は国の推進法にのっとってこのように規定しておりますけれども、国もこの推進法を具体的に動かすに当たっての基本的な方針ということでいろいろ解説書も出ています。学校が基本方針に当たって学校組織として対処することというマニュアルも出ておりますので、その辺の中身をよくまた精査いたしまして、学校現場において第25条を運用するに当たってはしっかりとした運用の中身を理解して進めるようにということでお話はしておきたいと思います。

委員 長
柴 田

ほかに質疑ありますか。

適切な懲戒を加える、これが推進法にのっているということなのですからけれども、私はこの懲戒という言葉そのものに違和感を覚えるのです。この懲戒という行為によって本当に子供たちがいじめというものを悪いことだと認識して、将来的にみずからのあしき経験としてみずからを反省し、これからの人生において

よい行いをしていくという方向に向かせるということが本当にここに書かれているような懲戒という行為によって達し得るのかなということが非常に気になっているのです。やはり表現自体も懲戒、文科省が言っているからいいのだということでは僕は絶対ないと思いますから、この滝川市においてそういったいじめを行った児童のこれから将来に向けた教育のあり方についてぜひともこの条例化をすること、この時点でもっと深みのある議論をしていただいて、この条例に盛り込んでいただくということが必要なのだと思うのです。

それと、ここにいじめが起きたときの云々ということが書いてあります。確かにいじめを受けた児童も、いじめを行った児童に対する指導という、あるいはケアという部分も書いてあるのですが、実はそこが一番大事なところで、何ぼ屋台を立派にしても子供たちがいかに傷つかずに将来大人になっていくかということが私は大事だと思うのです。格好いいことを言っているかもしれませんが、そのところがどうもこの条例にはいまいち不足感があります。ぜひともその部分を改めてしっかりとご議論いただいて、形あるものにしていただきたいと思うのですが、このことについてはどうお考えでしょうか。

教 育 長

第23条第3項のことを柴田委員はおっしゃっているのかなと思います。我々も議論の中で、懲戒というのは別の条として出てくるというところに関しまして教育委員協議会の中でも議論したところでもありますので、さらに実際に具体的な条文の中に盛り込めるのか、この後出ます方針の中に盛り込めるのか、ただ滝川市としては既にいじめ防止マニュアルというものを平成21年度につくっておりまして、その中でも加害者に対する指導のあり方等についても記載をしておりますので、そういったことも踏まえながら、またさらに検討を進めていきたいと思っております。

柴 田

関係機関の協力を仰ぐのも重要なのですが、やはりこういったことについては専門的な方々にどう教育委員会として指導を行っていただくか、それは教育委員会だけではなくて、直接児童の保護、それは行った側も受けた側も含めたしっかりとしたサポート体制をとっていくというところからすれば、これはこの条例にきちんとのっているところは私は評価しているのですが、さらにもう一步突っ込んでいく必要があるのかなと思っています。なぜかという、やはり滝川市は過去のことをきちんと反省しつつも、これからそのことについて乗り越えて、いい教育、滝川市の教育を本当にいいものをしていこうという意味での条例化なわけですから、そこら辺の肉づけが薄いとせつかくの条例がうまく機能しないということにもなりますので、そういったことについて今の時点で、これは市長部局も一緒になってやらなければいけないことだとは思いますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

教 育 長

おっしゃるとおりだと思っております。今後またさらに検討を進めていきたいと思っております。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

渡 邊

素案に近い部分からパブリックコメントをいただいて、ある程度訂正というか、加除をしたりしていると思います。その中で、個人的かもわかりませんが、この条例が32条あるというのは長過ぎると思います。この条例自体子供たちに理解させる部分が大きいと思うのです。それで、この条例の文言はいいとして、子供たちにこの条例があるのだよ、こういうふうになっているのだよとわからせるための対処、対策として条例に対する副読本的なもの、そういうも

吉川課長

のは用意する予定はあるのか、伺います。

子供たちに滝川市が条例をつくったということをぜひ教育委員会としても取り組んでいきたいと思っています。子供のいじめに関しましては、子供たちの主体的な活動が子供たちのみんなにいじめをしてはいけないということを広げる有効な手だてだと思っています。したがって、この条例施行後におきましては、子供を取り巻く大人の方にもいろいろとこの条例を知っていただく機会も大事ですけれども、子供自身にこの条例が何を目的としているかとか、例えば子供自身が自分たちでさらにこんな決まりをつくっていかうというようなこともぜひ取り組みながら、一人一人の子供に広がるように具体的施策を進めていきたいと思っていますところでは。

渡 邊

それで、子供たちが主体的というのであればこの条例の文、先ほど32条は長いのではないかというのは、目的に定義に基本理念、その責務、そしてここで児童等の役割という部分入っています。この第4条から第8条、ちょっとかぶっているのかもわかりませんが、第4条、第8条までいいとして、あと第12条、協議会を設けるといふ、その専門委員会設ける、ここも理解します。その前条の第10条、第11条については、ここも防止の基本方針となっています。けれども、実際責務だとか基本理念という部分で文言というか、中身的な基本理念の部分と学校の責務、保護者の責務という部分が方針にのっかる、条文としてこうやってのせるというのは、この具体的な部分ではわかるのですけれども、条例の条項を簡素化して、こういう部分というのは規則か何かで対応という考え方というのはされたのか。全て条文で上げていますけれども、いかがですか。

吉川課長

国の推進法においてやはり目的ですとか基本理念を定める、あるいはそれぞれ子供の周りの大人というのですか、保護者や学校、市民の責務を明示して、それらのもとに市として、あるいは学校として基本方針をつくっていくことは大事なことですよということで示されておりますので、体系的には同じような体系をとっているところでは。委員ご指摘のように、この後やはり第10条、第11条で市の基本方針をどのようにつくっていくか、第11条の学校基本方針をどのようにつくっていくか、そのことを子供とか保護者とかという視点でどこまで取り組んでいただくかということは具体的にきちんとおせたいと思っています。そんなことで、規則云々というよりもこの基本方針の中身を十分に盛り込んで、内容を充実させて、取り組み施策を実際に学校、市教委が推進する際の柱としていきたいと考えております。

渡 邊

ちょっと細かいことになって申しわけないのですが、文言の関係で質問したい。第29条の重大事態という表現、この事態という表現と事案という表現、先ほど説明の中で課長は事案という表現も使われていたのですが、条例ではこういう重大事態という表現になっているのですけれども、そこら辺の考え方というのはどうなのか、お伺いします。

吉川課長

まず、事案というのは、この条例の中でも特に明記したところはありませんけれども、私たちが業務上よく使うことは、学校からいじめの認知報告があって、一つ一つの事案にどのような形で指導や支援していくか、今回条例でもいじめ防止専門委員会をつくって、そこで個別事案をきちんと内容を審議してもらいましょうという目的を掲げております。一方、重大事態は、この第29条の（１）、（２）に定義しているところで、これまでいじめの事件が大きく取り

上げられた報道も滝川市も含めてありますけれども、生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合も重大だということで規定をしておりますので、この規定に沿って重大かどうかの判断をきちんとしていかなければならないということで言葉の使い分けはしていかなければならないと思っています。

委員長
柴田

ほかに質疑ありますか。

今の渡邊委員の質疑で、ああ、そうだな、これは必要だなと思ったのですけれども、今あちこちの条例で前文を結構使っているのです、前文、前置きの部分。その部分でやはり子供たちにこの条例の意味をやわらかな表現で、全部平仮名でもいいのですけれども、訴える、要するにこの条例はこういうことでつくられたのだよと、もう二度と悲しいことがあってはいけなから、よい学校環境をつくるためにこの条例をつくったのだよということを子供たちにやはり理解してもらう文が多分この条例の頭にくっついていたら、教育委員会の皆さんの気持ちも子供たちにこの条例をつくった意味が伝わるのではないかなと今ちょっと渡邊委員の質疑に関連して思ったのですが、教育長、そこら辺をどうお考えでしょうか。

教育長

今前文という形の中で、子供たちばかりではなくて、条例ということで一般市民の方、保護者、全ての市民に対して条例制定の思いを伝えるということについては必要だと思っておりますので、前文に書き込むか、あるいは目的のところでは一番最初にそれをうたうかということについては検討してまいりたいと思っております。

委員長
清水委員外議員

ほかに質疑ありますか。

1点目は、過去の重大事例から何を学んで、どういう条項に反映されているかというのが1点目。

委員長
清水委員外議員

2点目は、第20条のインターネットの新たな提言に基づくことについて。

清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長
清水委員外議員

それでは、2分以内で清水委員外議員の質疑を認めます。

平成17年の江部乙小、21年の明苑中、いじめとはなっていませんが、昨年の新十津川中学校で3名が自殺あるいは自殺未遂ということがあったのですが、それぞれいじめを受けているという相談はしていないのです。結局それをキャッチできないで重大事案につながると。そういったことから考えると、再び起こさないということでつくられたということなのですが、どういうあたりにそこを生かされているのか伺います。

2点目は、インターネットについて言えば例えばLINEなんかというのは相当普及していて、LINEを禁止するかどうかというのは親の間でもそれは物すごく分かれる。こういうことで、LINEなんかについては相当具体的な考え方を持たなければだめだと思うのですが、そのあたりについて伺います。

吉川課長

まず、1点目の件で、ご質疑の中に新十津川の事案ということでしたけれども、これにつきましては私どもは内容を把握しておりませんので、答弁はできません。

1点目の質疑ですけれども、江部乙小のときの事件に関していじめを相談していないというご質疑がありましたけれども、児童は先生に相談した経過もございます。ただし、その指導のその後の状況、それからさらなる子供の変化等を十分に見ていなかったもので、あのようなことにつながったという報告書として

まとめておりますので、相談していないということはありません。ただ、当時の事件から何を生かしているかという点に関しましては、やはりいじめや日常の指導などが児童の理解ということに先生方が気を使って日常の指導に当たっているかという点は非常に課題が当時多かったと思っています。例えば家庭訪問が十分に行われていないとかということが挙げられると思います。今回の条例でも学校の基本方針を策定する際には児童理解のための年間指導計画を必ずつくってほしいと求めています。特に条例の文言には出てきておりませんが、文科省もそういうものが必ず必要だと。年間通じて子供の実態把握をするためには、いじめのアンケートも有効な手段だし、その後の教育相談も有効な手段だというようなことで、やはり子供と向き合う教師の場面というのをしっかりつくって、その上で進めていると保護者に知ってもらう。保護者と子供がいじめについて家庭でもよく話してもらおうというようなことを年間指導計画ということで各学校につくるように指示しておりますので、そんなことを前回のことから生かしている部分が1つ。

それから、もう一つは、実際にいじめが起こったときに第三者機関をつくっての調査というのは前回しておりません。教育委員会あるいは道教委の支援をもらって、一つの報告書をつくったわけですが、やはり第三者機関を常設して、教育委員会の判断を下すに当たっては専門家、知見のある方に十分調査をしていただいたり、一緒に調査をするとか、そういう方法論についても前回の点から改善して生かしていきたいと思っています。

それから、2点目のご質疑のLINEのことにつきましては、特に有効な対策、手だてがとれないというのが実情でございます。それは間違いありません。警察署等にも相談に行っておりますけれども、現状では規制もできないし、とにかく使わないように保護者や子供に情報発信していこうと、一緒にやっていきたいと思いますというような警察署の言葉もありますから、この点に関しては今回条例にも盛り込んでおりますけれども、この後施行後には具体的に子供に届く、保護者に届く広報活動などもやっていきたいと思っています。

清水委員外議員

江部乙小については、かなり具体的に過去の事例との対比で言われたと。明苑中については、あの一件があった後なので、また違うのかなと思いますので、対比でお伺いしたい。

2点目は、あの当時日常的な記録がほとんどなかったと。全く朝会の記録がないというのが調査の妨げになっていたのですが、今回そういったものは具体的には書かれていませんが、どこでどういうふうに強化されるのかということをお伺いしたいと思います。

吉川課長

まず、1点目の明苑中の事件に関しましてはどう改善、生かされるかということに関しまして、江部乙の事件とも共通していることでいえば、組織的な対応が日常からとれていなかったということは共通したことだと思っています。今回その点ではやはり未然防止のためにも、あるいは事態が起こった後の対応、両方に必要なことですが、学校には組織をつくってその対応に当たると。これは、いじめの情報が入った時点でその組織をしっかり活用するということで、この条文にもその組織を置くことを想定して盛り込んでおります。その中で組織的な動かし方の具体策として、これも学校に求めていきたいと思っておりますけれども、いじめの相談や通報があった場合、記録化をきちんと図って、どう対処したか、もちろん市教委への報告義務もこの条例の中で課しておりますの

委員長
窪之内委員外議員

委員長

委員長
窪之内委員外議員

(異議なしの声あり)

議員外委員之內之窪

吉川課長

方針というのが出そろいますので、そのところでどんな学校の対策を具体的にしているか、先ほど申し上げた年間指導計画でどんな中身を持って、どんな視点で進めているかということもここもやはりこの専門委員会の中でぜひご協議いただいたり、ご指摘いただいたりするということも想定しております。起こった後のことも大事ですけども、その防止の推進方針についてもぜひ検討したいと思っていますところです。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

所管入れかえのため、暫時休憩いたします。

休 憩 11:03

再 開 11:10

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部、(3)、滝川市公共施設マネジメント計画(案)について説明をお願いいたします。

(3) 滝川市公共施設マネジメント計画(案)について

高橋主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺

まず、公共施設のコミュニティセンターというところが新聞報道等で焦点になっていて、どうしても地域でもその話題にならざるを得ないのですが、実際のこのマネジメント計画はそんなコミュニティセンターを小学校に統合するとか、そういうことだけではないというこの提案は提案なのですが、市民に対してはどうしてもそういう新聞報道等の影響というのがすごく大きい。したがって、それが市民の話題になっているというのは間違いのないわけであります。そこで、例えばうちの緑地区の住民の大会等においても、せっかく吉岡元市長が約束して、住民のコミュニティを活発にするといってつくられたものがまだ30年もたたないのに、内側のひび一つないものがそういう計画にのせられるのはとんでもないと、やっぱりそういう意見が出ました。

それに、関連して、市長が老人クラブの新年会に、緑地区の緑友会といううちのところと一番身近な老人クラブのご挨拶に、今話題になっているけれども、この緑地区コミュニティセンターは廃止いたしませんと、こうやって宣言してしまったら私たちの立場はどうなるのかということで、結局おじいちゃん、おばあちゃんは渡辺さんらはそんなこと言っているけれども、新聞にも出ていたけれども、市長はちゃんとそうやって言ったではないですかと、そういうことになってしまうのです。したがって、そういう大事なところとコミュニティセンター全部が一括というのは、ちゃんと段階を追って、新しいところと、古いところはそういう始末をしなければいけないというところはそれはわかるのです。それを一緒に全部のコミュニティセンターはどここの小学校にという、そこら辺はやっぱりまずいのではないかと私は思っています。だから、地域によってそういうところは、小学校に統合したらいいというようなそれぐらいのコミセンもあるかもしれません。けれども、少なくとも私たちのところは建ったばかりで、そしてそんな計画があるとは何事だと、こういうことになってしまうので、何でもかんでもただ提案すればいいというものではなくて、段階を

追ってとか、古さとか新しさ、そういうものをしっかりと書いて、そして提案をしてほしい。これが全部含まれて、コミュニティ関連施設が19が7になるというのは、やっぱり新聞報道というのは大きいから、そんな19とか7というのはどこにあったのかわかりませんが、そういうふうなぶら下がりでその記者が聞いたのかもしれませんが、19が7つになるなんてどこの文書にあったのか、それをお聞きしたいのです。そういうことで、市民にはすごく影響が大きいということです。ほかのところの不要の施設とか、もう壊さなければいけないところ、そんなのは全然話題になっていないで、コミセンだけが話題になるというのはおかしいのではないかと考えているのです。ましてや新しいような最高に有効に使っているところまでがと思います。ぜひその辺をお答えいただきたい。

委 員 長

渡辺委員、市長がそう言ったということですか。市長がその緑友会の席の中でそのコミセンは廃止しないということを言ったのですか。

渡 辺

それは言ったからこそ、私はびっくりして、そんなところでご挨拶にまさか異議は唱えられないから、私は黙って聞いておりました。そうしたら、その後やっぱり老人の方々は、もう市長が言ったのだから、渡辺さんがそんな……

委 員 長

わかりました。確認したのです。

五十嵐部次長

ただいまのご質疑ですけれども、まず今回この委員会にパブコメの報告をするに際しまして当然市長のほうにも最終報告をしまして、それでこの委員会に報告という形をとっております。市長から言われたのは、コミセンの小学校への統合につきましては、各小学校区、事情がそれぞれ違うので、慎重に進めてもらいたいというお話がありました。それで、私どももこの計画案の中にはまずモデル小学校区を設定をして、そこから進めていきたいと考えております。まずはそのモデル地区の状況を見ながら、そのほかの小学校区に進めていきたいと考えております。それと、先ほどもパブリックコメントの結果の中でも、この小学校区への統合につきましては関係者と協議をしながら修正をするということもご説明しましたので、その方針に基づきまして進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

柴 田

素案段階でも、用語解説もあるのですが、PPPですとかPFIですとか官民連携、あるいは民間資金を活用する、そういう文言が記載されています。これまでも実は市の計画の中でPFIを活用していくだとかPPPを推進していくだとか言葉は躍るのですが、実効性が見えないというのが滝川市の特徴的な課題なのだろうなと。では、具体的にPFI、PPPだとこのマネジメント計画に記載をしていくに当たって、これはしっかりと滝川市自体がやっていくということをして市役所全体が認識しながら進めていかなければ、またまた絵に描いた餅になるのだろうなという感じがします。それで、民間資金を引っ張り出すためにはやはり呼び水というものも当然必要になってくる、あるいは啓発も必要になってくる。メリットがあれば民間はどんどん出てくると思うのですが、メリットが薄いと思うから、実はこのPFI事業というのは進んでいかないのだろうなと私は思うのです。それで、そういうことについてやはりもっと具体的にこの計画の中に盛り込んでいかないと、本当に魂が入らない計画になっていくのではないかなと思っているのですが、現時点でいいのですが、そのことについて市側のお考えをお尋ねしておきたいと思ひます。

高橋主査 P F I 事業につきましてですが、これまでも検討はしてきているところだとは思いますが、まず準備段階でも相当の時間がかかることが一つの課題として挙げられておりますので、今回私たちの計画の中でも実施に向けて検討を早い段階から取り組んでいきまして、市側としてはじっくり検討期間を得て、取り組めるものについては取り組んでいきたいと考えております。計画上は具体的に何点か P F I 事業に取り組みますという表現もございますけれども、それらについて所管と一緒にあって検討を進めたいと考えております。

柴 田 そうなのです。問題は所管なのです。やはりこの計画の案、計画に沿った動きをそれぞれ、別に総務部だけが P F I の窓口ではないわけですから、あるときは建設部であり、あるときは経済部であり、あるいは農政部も関係してくるかもしれない、あるいは市民生活部だって P F I の導入に前向きになるかもしれないのですが、やはり全市的にこのマネジメント計画というのは進めなければいけないという強い意識を持ってやっているわけです。それがストックマネジメント推進課だけが踊って他の所管は踊らずということになれば、これは幾ら P F I だ、P P P だといったって前に進んでいくはずがないのです。そのために何をしていくかということが大事だと思うので、そのことについてはこの計画の中に具体的に盛り込むということは今の時点では考えていないのでしょうか。

高橋主査 現計画案については、このとおりの表現となっておりますが、この先の進め方としまして、庁舎内には滝川市ストックマネジメント推進検討職員会議も設置されておりますし、また個別に実行計画を立てながら進めていく中でもう少し深い検討をして進めていきたいと考えております。

柴 田 計画案の中とはまた別で、ちょっと先走った話になるかもしれませんが、総務部長にお伺いしたいのですけれども、P F I だとか P P P だとかをやるに当たってストックマネジメント推進課というのは直接関係がないと思うのです。例えば財政課だとか、あるいは企画課だとか、そういったところが将来的には民間資金を活用した事業計画やら何かの受け入れ窓口とかになってくると思うのです。そのことについて今総務部長としてどのようなお考えをお持ちなのかというところを1点だけお尋ねしておきたい。

山崎部長 窓口につきましても、P F I 法が改正になって、以前は学校とかそういった部分にもいろいろ活用されていたのですけれども、そういう事業性の低いところについては活用しなくなってきていると。反面地方の空港なんかは、国が今現実に改正 P F I 法にのっとってやることを検討していると。そういった中で、滝川でもどういったものが可能なのか、そのどういったものという種類によっては当然所管も明確になってくるでしょうし、なおかつ統一的に進めるとなれば総務部のいずれかということも含めて、具体性を見定める中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありますか。

渡 邊 いろんなご意見が来たということで、かなり市民の意識が高いと理解します。というよりも、また市民の皆さんも大変心配しているからという裏返しかなと思います。

この進め方としては、いろんな財政的な部分がありますけれども、今の施設の中で民間に渡す施設というのは、現時点で民間への譲渡になり得る施設、P P P とかありますけれども、そういう中で考えられる施設というのは現在ストッ

クマネジメント推進課ではどれぐらいを把握しているのか。

高橋主査 現時点で明確に見えているのは、今後事業団だけです。あとはこの先進めながら検討していくということになると思います。

渡 邊 事業団あり、サンテありで、いろんな問題が出てくるものがあり得る。そういう中で、ある程度の想定というのを先々までしていかないと、恐らくその都度、その都度現場でという対応は無理かなと思うので、ぜひそういう部分の考え方というのをもし示せるのであればこの場でお願いしたいと思います。

五十嵐部次長 計画案の中にも40ページに未利用暫定施設の取り扱いがありますけれども、こういった施設を見直して民間に譲渡できそうなものがあれば積極的に譲渡していきたいという部分もありますし、先ほどもご質疑ありましたコミュニティセンターの小学校区への統合につきましても、これが実現すればコミュニティセンターの民間譲渡もあり得るかなとは考えております。

委員長 ほかには質疑ありますか。

副委員長 先ほど渡辺精郎委員から市長が挨拶でそこへ行っ、ここはなくしませんと言ったと。これは大変なことだ。そうしたら、先ほどの答弁を聞いていたら柔軟に対応すると。それでいいのですか。これは非常に大事なところだ。ということは、3月いっぱいぐらいに庁議決定をしたいというような話を聞いているのだけれども、今後のスケジュール的にどうなってくるのか。このストックマネジメントの意味については五十嵐次長が広報に登場して、そして大々的に市民PRをした。少しずつ浸透はしてきているけれども、我々の発言も非常に大事になってくる。渡辺委員がそうやって言っているかどうかわからないけれども、ここは絶対統合させないぞとか、そういうことが市民の人はここは渡辺議員が言っているのだから大丈夫だとか、そういうことになってくる。それで、大事なことなもののだから、全体の掌握ということになると特別委員会を設置する、設置しないという話もこの間出ていたのだけれども、その辺のことについてどういう今後の進め方になってくるのか伺います。

五十嵐部次長 まず、前段の関係ですけれども、先ほど答弁したことをちょっと補足しますと、市長に最終案の説明をした際には方向性としてはよしということで、ただ進めるに当たっては柔軟ではなくて慎重に取り組んでくれというような形で、利用者、関係者含めてよく協議をしながら進めてほしいというようなことはありましたけれども、この計画案自体についての方針はこれですということになっております。私どももそれに伴いまして進めてまいりたいと考えております。それと、特別委員会の関係も前に議会運営委員会の中で柴田委員からご意見をいただきましたけれども、計画案を進めるに当たって実行計画の段階になりまして、まずは議会運営委員会の中でご相談をさせていただくということになっておりますので、そのように進めてまいりたいと考えております。

副委員長 それで、いつだったか説明を受けたときに庁議決定というか、市としての全体意思決定というか、それはいつの時点でやるのか。

それと、もう一つは、さっき言った実行計画というか、それは来年度、26年度、いわゆる我々の任期中にやるのか、その辺のことをちょっと説明していただきたい。

五十嵐部次長 まず、3常任委員会にパブコメの結果、きょう総務文教常任委員会に報告しておりますけれども、あさって厚生常任委員会に同様に報告をさせていただきます。それと、まだ固まってはいないと伺っていますが、今月の10日に予定して

いる経済建設常任委員会にも同様に報告をしまして、その後庁議ですから、2月下旬ぐらいを予定しております。一応庁議はそれぞれ定例で決まっておりますので、3常任委員会に報告した後、近くの庁議に報告をして計画を確定させたいと考えております。

実行計画につきましても、この案が成案になりましたら実行計画を策定いたしますけれども、それも新年度中につくることを今予定しております。

委員長

ほかに質疑ありますか。

清水委員外議員

市長発言について調査する考えがあるか。

委員長

清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、2分以内で清水委員外議員の質疑を認めます。

清水委員外議員

誰も筆記はしていないと思うので、どういう言葉を言ったのか、例えば廃止はしませんでしたと言ったのか、廃止は決まっていなかったと言ったのか、話し言葉で言っているのか、まずそれをその場に居合わせた方に何人かに聞くとか、やはり市長の言葉は余りにも重過ぎる。全く計画と逆方向の話だから。それについて調査をする考えについて伺います。

山崎部長

清水議員の調査というレベルがちょっとあれなのですがけれども、例えば私どもとしても計画をするに当たって重要な受けとめという部分では同様ですので、どの範囲でどういう方を対象にというのはちょっとこの場で申し上げられませんが、確認できる範囲ではお聞きしたいとは思っています。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

次に、市民生活部、(4)、税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて説明をお願いいたします。

(4) 税等の還付に係る還付加算金の算定誤りについて

伊藤参事

税等の還付に係る還付加算金の算定誤り、これにつきましては昨年末の報道以来、滝川市の各所管におきまして精査を進めてきたところでございます。このたび件数、金額等が確定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。対象者の皆様に対しましては、おわびと未払いの内訳等につきましてお知らせをさせていただいたところでございますけれども、丁寧な対応の中に支払い手続を進めてまいりたいと考えてございます。今回の算定誤り、それに伴う未払い金の発生につきましては、まことに申しわけなく、市民の皆様、納税者等の皆様、議員の皆様を重ねておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。以下、配付資料に基づき税務課長から説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

鎌田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺

さきに国民健康保険税についてはなかったのですが、さきるとき私の国民健康保険税が200円の訂正になったのはどうなのか、これは関係があるのか、ないのか、やっぱりこれはこういうところで聞いておきたいと思うのです。200円安くなったからいいのではなく、どうしてかというのが全然わからないので、やっぱり関係あるのでしょうか。

(何事か言う声あり)

渡 辺 個別ではなくて、そういうことが関係あるものなのか、ないものか、全然別個なものなのかというような。個別も何もない。税額が減税になるって、そういうのはどうしてだったのかとわからないので、お聞きしたい。

伊藤参事 さきの総務文教常任委員会あるいは厚生常任委員会の中で、額等の確定はしない中での状況報告をさせていただきまして、委員からご質疑いただいたところでございます。今回改めて報告させていただいた中では、1月27日に対象の方にお知らせをさせていただきました。お支払いの手続等を今後進めさせていただくことになるわけでございますけれども、委員がおっしゃられた200円の変更というか、増減の時期というのがちょっとわからないので、関連性についてはお答えできませんけれども、少なくとも昨年以前のお話だとすればこれとは直接的な関係はないのかなという気はするのですけれども、もしよろしければ細かいことを後ほどお知らせいただければ正確に対応できるかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

副委員長 普通、税金未払いになったら遅延加算金みたいなものを払わなければいけないのだけれども、こういうものの条項はどうなっているのか伺います。

鎌田課長 このたびの算定誤りに関するものは、いわゆる本税額をお返しする部分の未払いではないのです。委員が今おっしゃったとおり、そのお返しする本税額の部分に賦課する利息的な意味合いのある加算金の部分なので、その部分が未払いだったということなのです。したがって、その手続を行ったということなのです。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

柴 田 お答えいただけるかどうかかわからないのですが、今回のこの件、法律の解釈が間違っていたという理由も1つあったのですけれども、この法律自体の問題点を感じられるのです。今還付金詐欺なんていうことの喚起もあったのですが、例えば悪意を持った納税者が、あるいは意図的な納税者が確定申告の間違いを5年さかのぼれるのですから、5年さかのぼってもらおうということになると、その加算金の部分、要するに利息、それがかなり高いのです、今の状況では普通の預貯金等々の利息よりは。そうすると、高額な還付金を受け取れるというような可能性があの法律をまともに解釈すると出てきてしまうのです。本来であればやはり申告のあった時期から還付加算金というのであればそういうことも防げるのですけれども、それを事由が発生した5年前までさかのぼって、幾ら5年後に申告をしてもそれは5年間さかのぼるのですよというような法律があるとすれば、そういったことも可能になってしまうということを実は今回のこのことを勉強させていただいて思ったのですが、法の改正などの動きというのは国のほうではないのでしょうか。

鎌田課長 実情を申し上げますと、今言ったような手続が行われますと、そういった状況になるということでもあります。それが悪意を持っているのかどうなのかというところまではもちろんわかりませんので。法改正の部分につきましては、今のところは何も動きはないということでございます。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長
副委員長

2、その他についてですが、委員から何かありますか。

先ほど教育部のほうでサンテの改修費用の関係についてはこのたび見送ったということでお話が出ました。ただ、その中でこれは全部中止したということではなくて、今後1定を含めて精査していくというようなことも含めた答弁だったような気がする。それで、我々総務文教常任委員会として、先ほどの説明の中には緊急性の話もいろいろ出ていたし、また体育、水泳のいわゆる教育的な側面のことも話していたのだけれども、現場の状況等を委員会として一回見ておく必要があるのではないかなと思って、この間の正副委員長への教育委員会からの話のときにちょっと話が出たのだけれども、しかるべきときに、早いほうがいいのではないかなというように気がするのだけれども、きょうの委員会に提案したいと思います。状況をやっぱり現場で把握しておいたほうがいいかなと思いますがいかがですか。

渡 辺

よく話はわかるのだけれども、小さな1センチ角の2ミリ程度のをこうやって示されて、どこだといったって窓の開閉のところというから上って見るわけにもいかないし、いかがなものかと思います。あそこだということだけですか。

(何事か言う声あり)

委員長

それでは、若干休憩します。

休 憩 11:59

再 開 12:01

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、サンテの視察については今は行わないこととします。

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長

次、3、次回委員会の日程についてですが、2月21日金曜日午後1時30分、第一委員会室で開催します。

以上で第31回総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 12:02